

# 広島市河川点検要領

## 【調整池・調節池編】

平成27年6月策定  
平成27年9月改訂

下水道局 河川課

## 本要領による点検の流れ

適用範囲：68箇所

点検計画の作成

5年毎を基本とする。初回点検時に発見した施設の損傷度等により必要な場合は、点検期間を1年又は3年に短縮する。統合型GISに次回定期点検時期とその範囲をデータ化して管理。

点検の実施

「付録：点検実施方法と記録編」

- ①定期点検（統合型GISにより抽出して実施）
- ②緊急点検（異常気象時に実施）
- ③臨時点検（施設の異常を発見した時に実施）

点検結果の記録と保存

点検結果を記録した「施設点検シート」を統合型GISに保存

点検結果の活用

点検により得られた情報を整理し、適切な調整池等の管理方法の検討や改修時期等の検討に活用

# 目次

第1章 総則	
1. 1 目的	1
1. 2 適用の範囲	1
1. 3 用語の定義	2
第2章 調整池等の点検	
2. 1 点検等の時期	3
2. 2 点検計画	3
2. 3 点検体制	3
2. 4 点検事項	4
第3章 点検結果の記録と保存	
3. 1 点検結果の記録	5
3. 2 点検結果の保存	5
【参考】河川法抜粋	6

## 第1章 総則

### 1.1 目的

本点検要領は、調整池・調節地（以下「調整池等」とする。）の変状や異常を把握するために実施する、目視を中心とした点検について、基本的な内容を示すものである。

#### 解 説

(1) 河川法の一部を改正する法律（別添参考資料参照）が平成25年6月12日に交付され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化及び技術的基準の策定に係る規定について、関係政令及び関係省令と併せて同年12月11日に施行された。

これに伴い、各自治体が適切に河川の点検が実施できるよう、平成26年3月31日付で、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」が国土交通省から地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として通知された（以下「技術的な助言」とする）。

(2) 本点検要領が対象とする調整池等は、「技術的な助言」が対象としている中小河川（一級河川、二級河川）ではないが、流域の治水上の安全確保のため、定期的に、あるいは出水や地震時等の大きな外力の作用後に、適切に点検を実施する必要がある。

(3) 本点検要領は、本通知の趣旨に基づき、本市（河川課所管に係るもの）が管理する調整池等の変状や異常を把握するために実施する、目視を中心とした点検について、基本的な内容を示すものである。

### 1.2 適用の範囲

本点検要領は、河川課が所管する施設のうち、調整池等に適用する。

#### 解 説

本点検要領で対象とする調整池等は以下のとおりである。（H27.4.1現在）

所管区役所	箇所数
東区	3
西区	1
安佐南区	23
安佐北区	11
安芸区	5
佐伯区	25
計	68

### 1. 3 用語の説明

- ・ 調整池

下流河川への流出抑制のため、開発区域内で一時的に雨水を貯留するための施設。下流河川の改修等によっては不要となる暫定施設。通常、広島県の「宅地開発等に伴う流量調整要領（以下「県流量調整要領）」の規定に基づき設置される（30年確率降雨）。

- ・ 調節池

上記の調整池と同様に開発区域内で一時的に雨水を貯留するための施設ではあるが、安川・石内川流域総合治水計画に位置づけられた恒久的施設。県流量調整要領の他に、石内・安川流域内調節池設置基準の規定に基づき設置される（50年確率降雨）

- ・ 洪水調節容量

洪水の一部を一時的に貯め、河川への流出量を減少させるために確保する容量。

- ・ 堆砂容量

調整池等の造成中、造成完了後に堆積する土砂の堆積容量。設計堆砂容量は、蛇籠等でオリフィスを囲うことによって確保される。

- ・ 有効貯水容量

調整池等に貯める全ての容量の和。堆砂容量、洪水調整容量などから成る。

- ・ 余水吐

調整池等の堤体部の越流を防止する目的から、洪水の余分を放流して貯水位の異常な上昇を防止するために設ける施設。

- ・ オリフィス

流体が噴流して出る開口部。

- ・ 放流許可量（ $Q_{pc}$ ）

計画対象降雨時に、調整池等の下流河川に放流を許容される最大値。

## 第2章 調整池等の点検

### 2.1 点検等の時期

調整池等の点検の時期は、定期点検、緊急点検、臨時点検とする。

#### 解説

##### (1) 定期点検

5年毎を基本とする。初回点検時に発見した施設の損傷度等により必要な場合は、点検期間を1年又は3年に短縮することができる。

##### (2) 緊急点検

出水後及び震度5弱以上の地震があった場合等には、緊急点検を行う。

##### (3) 臨時点検

その他、巡視により発見した箇所や地元からの情報等、調整池の状態を把握する際には随時、臨時点検を行う。

##### (4) 巡視

出水期前に調整池等の巡視を行い、オリフィス、スクリーン等の状況を把握し、必要に応じてゴミ等を除去する。

### 2.2 点検計画

効率的で効果的な点検を行うため、各年度で点検数が平準化するように、点検計画を作成する。

#### 解説

(1) 平成26年度のサンプリング調査した結果、30年以上経過した施設では、スクリーン等の劣化が著しい箇所もあったが、10年程度の施設は、特に問題はなかった。この結果から、調整池等を毎年点検する必要はないが、定期点検を確実にするために、毎年、平準化して点検を実施することにした。

(2) 点検計画は、効率的で効果的に点検するため、統合型GIS内に定期点検の実施時期を記載し、データ化して管理することにした。

### 2.3 点検体制

施設の規模や構造、過去の点検結果を踏まえて点検体制を設定する。

#### 解説

(1) 目視点検は施設規模等によって異なるが、安全を考慮して1名での単独点検は行わないことを基本とし、2名以上の班を編成し実施する。

## 2. 4 点検事項

点検する事項は、付録「点検実施方法と記録編」に基づき行うこととする。  
 なお、「点検実施方法と記録編」は、必要に応じ適宜追加修正することとする。

### 解 説

- (1) 「点検実施方法と記録編」は、「調節地等の管理に関する標準的なマニュアル（案）：国土交通省河川局」や「広島県河川維持管理計画（案）【防災調節池・地下調節池編】」を参考にして作成している。
- (2) 今後、適宜追加修正することにより、適切な点検を実施することにする。
- (3) 点検に必要な諸条件は、台帳により把握する。調整池等の台帳は、以下の様式を基本とする。

### 【参考】調整池等台帳

施設の名称：〇〇〇〇調整池

#### 1 基本事項

所在地 (団地名)	〇〇区〇〇丁目〇〇番地の〇 (〇〇ヒルズ)		
設置者名 (開発者)		工事施工者	
維持管理 担当部署	〇〇〇区 農林建設部維持管理課	引継年月日	〇〇年〇〇月

#### 2 計画設計諸元

流域面積	〇〇〇ha	放流許可量	$Q_{PC}$ 〇〇m <sup>3</sup> /sec
計画規模	1/〇〇	オリフィス諸元	オリフィス孔〇〇m×〇〇m
放流管諸元	φ〇〇mm	余水吐諸元	幅〇〇m×高さ〇〇m
放流先河川	普通河川 〇〇川	多目的利用	無

#### 3 貯留部諸元

施設タイプ	地表式	構造形式	重力式擁壁
貯留面積	〇〇〇m <sup>2</sup>	貯留水深	〇〇〇m
洪水調整容量(A)	〇〇〇m <sup>3</sup>	堆砂容量(B)	〇〇〇m <sup>3</sup>
有効貯水容量 (A) + (B)	〇〇〇m <sup>3</sup>	堆砂高さ	〇・〇m
備考	平成〇〇年〇〇月〇〇日点検 〇〇年に堆砂撤去 (〇〇m <sup>3</sup> )		
全景写真 (2枚程度)			

### 第3章 点検結果の記録と保存

#### 3.1 点検結果の記録

点検を実施した場合は、以下の事項等を記載した、施設点検シート（付録「点検実施方法と記録編」）により記録する。

- ・点検を実施した年月日
- ・点検を実施した者の氏名
- ・点検を実施した範囲、箇所、施設

#### 解 説

- (1) 点検の記録は、本市の調整池等の現状を踏まえて作成した「施設点検シート」により保存する。

#### 3.2 点検結果の保存

点検の結果は、電子媒体として統合型 GIS システムに保存する。

#### 解 説

- (1) 点検の保存は、統合型 GIS システムに保存する。統合型 GIS システムへの保存作業は、点検を実施した年度の2月に「施設点検シート」を河川課に提出し、河川課が一括して登録する。



## 参考【河川法】

### (河川管理施設等の維持又は修繕)

- 第15条の2** 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

## 参考【河川法施行令】

### (河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第9条の3** 法第15条の2第2項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物(以下この条において「河川管理施設等」という。)の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況(次号において「河川管理施設等の構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能(許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。)を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、1年に1回以上の適切な頻度で行うこと。
- 四 第2号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 【河川法施行規則】

### (河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

- 第七条の二** 令第九条の三第一項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。
- 一 ダム(土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。)
- 二 堤防(堤内地盤高が計画高水位(津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位)より高い区間に設置された盛土によるものを除く。)
- 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
- 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等
- 2 令第九条の三第二項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検(前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。)を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間(当該期間が一年未満の場合にあつては、一年間)保存することとする。
- 一 点検の年月日
- 二 点検を実施した者の氏名
- 三 点検の結果(可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。)